

## 社会福祉法人創新会 理事及び監事報酬規定

### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人創新会（以下「法人」という。）定款第21条第1項の規定に基づき定められた、理事及び監事の報酬（以下「報酬」という。）について定めるものとする。

### (基本原則)

第2条 理事及び監事は、定款に定める業務を誠実に遂行しなければならない。

2 報酬は本部会計予算の中から理事及び監事に支払うものとする。

### (報酬の支給条件)

第3条 報酬は、その都度開催する理事会及び監事監査に出席しなければ当該報酬は受けることができないものとする。

### (報酬の額)

第4条 理事及び監事が受ける報酬の額は次のとおりとする。

- |        |          |    |         |
|--------|----------|----|---------|
| (1) 理事 | 理事会への出席  | 1回 | 10,000円 |
| (2) 監事 | 理事会への出席  | 1回 | 10,000円 |
|        | 監事監査への出席 | 1回 | 10,000円 |

### (報酬の支給方法)

第5条 報酬については、支払事実が発生したのち、速やかに支給する。

### (改廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

### 附則

この規定は、平成29年4月1日より施行する。

## 社会福祉法人創新会 評議員報酬規定

### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人創新会（以下「法人」という。）定款第8条第1項の規定に基づき定められた、評議員の報酬（以下「報酬」という。）について定めるものとする。

### (基本原則)

第2条 評議員は、定款に定める業務を誠実に遂行しなければならない。

2 報酬は本部会計予算の中から評議員に支払うものとする。

### (報酬の支給条件)

第3条 報酬は、その都度開催する評議員会に出席しなければ当該報酬は受けることができないものとする。

### (報酬の額)

第4条 評議員が受ける報酬の額は次のとおりとする。

(1) 評議員 評議員会への出席 1回 20,000円

### (報酬の支給方法)

第5条 報酬については、支払事実が発生したのち、速やかに支給する。

### (改廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

### 附則

この規定は、平成29年4月1日より施行する。